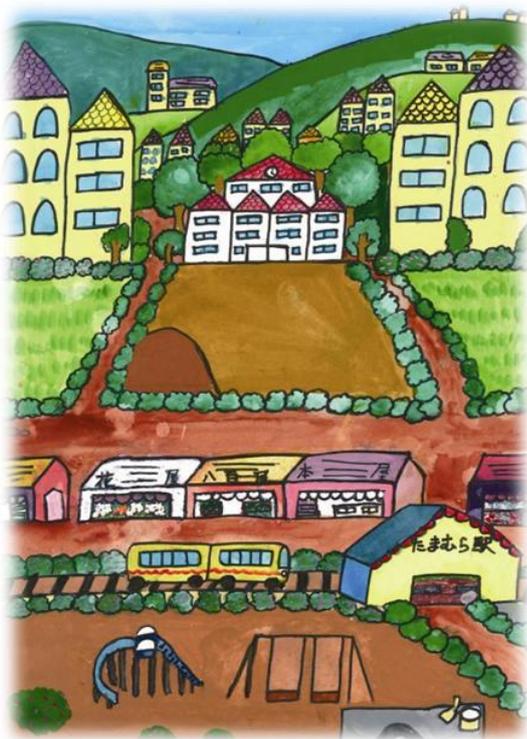


序章 はじめに

序-1 策定の目的および計画の基本事項



〈町長賞〉
電車が通る自然の多い町
南小 4年1組 布施彩絢



〈委員長賞〉
近代的な建物と
自然豊かな生活が融合する町
南小 6年3組 山田海渡

序章 はじめに

序-1 策定の目的および計画の基本事項

1. 「都市計画マスタープラン」策定の目的

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 の規定による、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映しながら、本町の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すことを目的とします。

具体的には、まちづくりの現状や玉村町総合計画などを踏まえ、おおむね 10～20 年後の「目指すべき都市の将来像」を明確に定めるとともに、土地利用や都市施設等（道路、公園、施設等）の整備方針を示すことで、今後のまちづくりの道筋を示すものです。

【都市計画法第 18 条の 2】

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない

2. 「都市計画マスタープラン」の見直しの背景

玉村町都市計画マスタープランは、平成 10 年 2 月に策定し、これに基づきまちづくりを進めてきました。しかし、平成 22 年現在で計画策定から 12 年が経過し、さらに社会情勢等の本町を取り巻く状況が著しく変化しています。このため、今回、新たに都市計画マスタープランの見直しを行い、現状を踏まえたまちづくりを効果的に進めるとともに、第 5 次玉村町総合計画の改定を踏まえた新たな都市の将来像の具現化を目指すものです。

見直しの背景

- ① **社会情勢が著しく変化しています**
 - ・人口減少と少子高齢化社会の進展への対応
 - ・地球環境規模での環境問題への意識への高まり
 - ・安全安心に対する意識の高まり 等
- ② **厳しい財政状況の中で、効果的なまちづくりが求められています**
 - ・国の財政改革による本町の厳しい財政状況の変化への対応
- ③ **都市計画マスタープランに関わる上位関連計画の改定にあわせた見直しが必要です**
 - ・玉村都市計画区域マスタープラン（平成 21 年 8 月）
 - ・第 5 次玉村町総合計画（平成 23 年 4 月） 等
- ④ **新たな課題への対応や現状を踏まえた計画の見直しが必要です**
 - ・東毛広域幹線道路等の整備に伴う具体的な都市機能の立地への対応
 - ・現状を踏まえた計画の見直し（都市計画道路、市街地開発事業） 等

3. 「都市計画マスタープラン」の位置づけ

都市計画マスタープランは、「玉村町総合計画」および「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、都市の将来像や土地利用などの基本方針を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本町における都市づくりの総合的な指針となるものです。

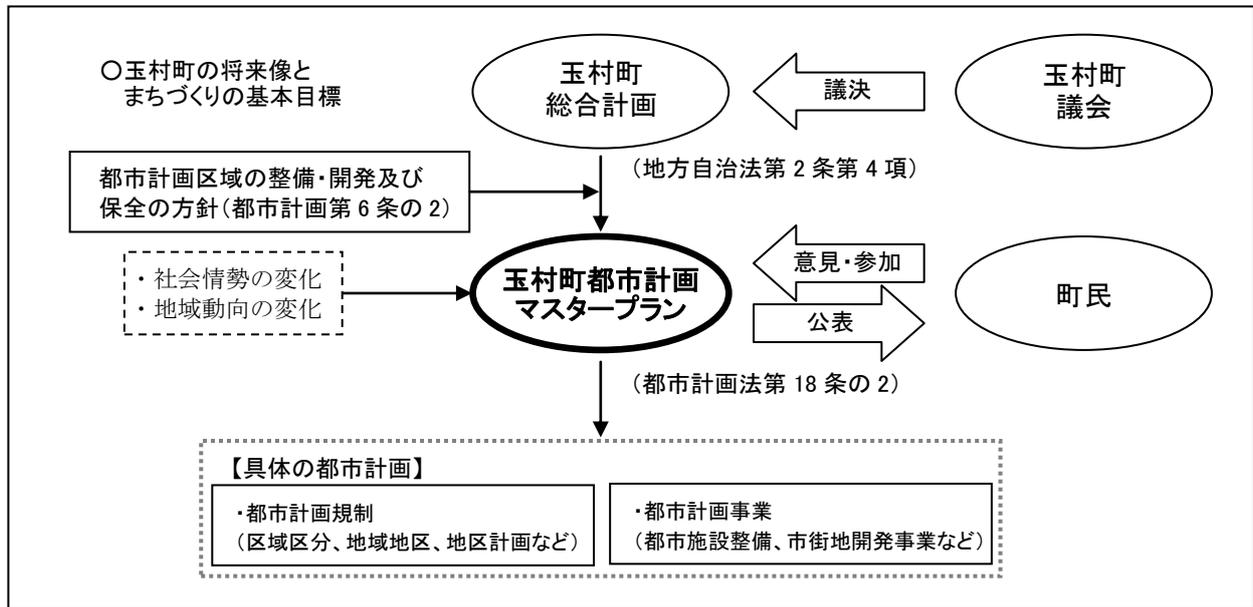


図 都市計画マスタープランの位置づけ

4. 「都市計画マスタープラン」の役割

都市計画マスタープランは、本町における都市計画に関する基本的な方針を長期的・総合的な視点で示すとともに、住民主体のまちづくりを推進していくため、次の役割を担うものとします。

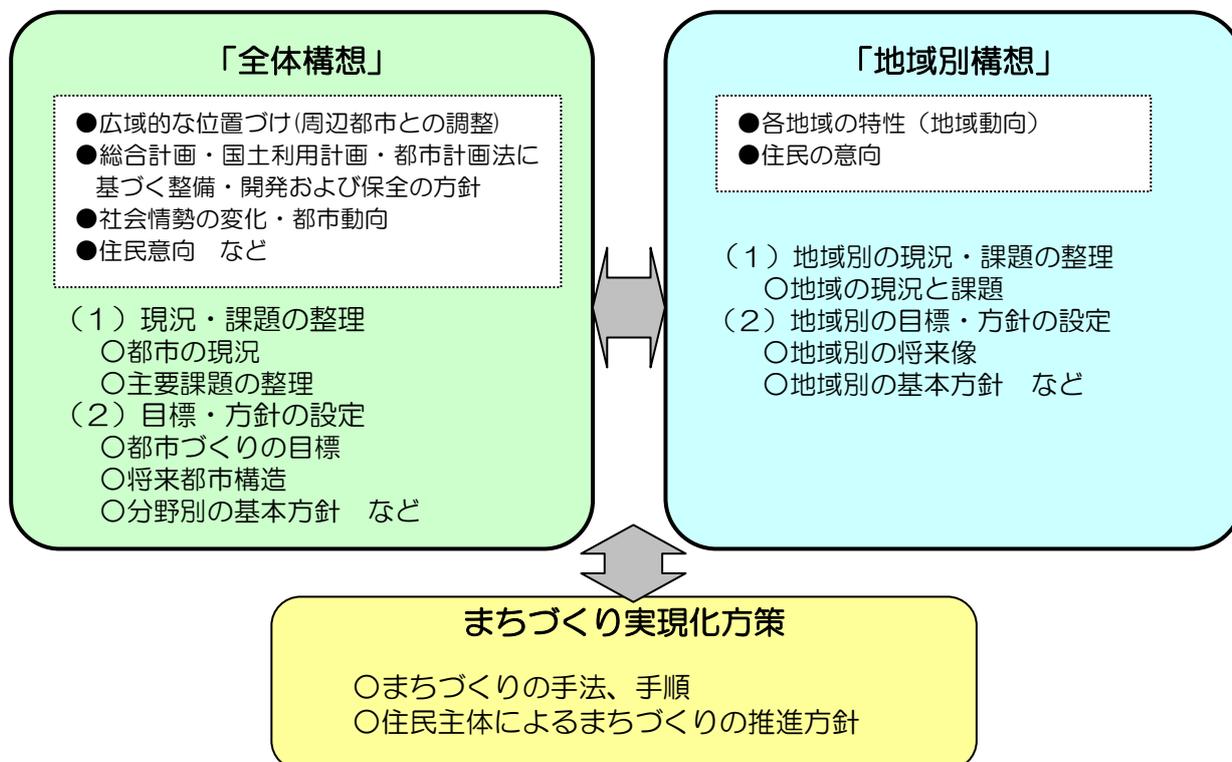
役割

- ① 町全体や地域ごとの将来像を示します。
都市計画やまちづくりに対する住民の理解と参加を容易にするため、町全体や地域ごとの実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針を明らかにします。
- ② 個別の都市計画の方向を示します。
将来像を実現するために必要となる土地利用や都市施設（道路、公園等）などの個別の都市計画について総合的な調整を図るとともに、個別の都市計画を決定・変更する根拠としての役割を担います。
- ③ 住民主体によるまちづくりの方向を示します。
まちづくりを進める上での様々な課題に対処し、地域の視点からみたまちづくりを推進するため、今後住民が主体となって取り組むまちづくりの方向性を示します。
- ④ 住民と行政の役割分担を示します。
将来像の実現に向け、住民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組む必要があるため、各々の役割分担を明確にします。

5. 計画の構成

本町全域のまちづくりの指針となる「全体構想（まちづくりの構想）」と、町内各地域の特性を活かした詳細なまちづくりの指針となる「地域別構想（地域別のまちづくり構想）」および「まちづくり実現方策」により構成します。

【都市計画マスタープランの構成】



6. 計画の目標年次および目標人口

都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な玉村町の都市づくりの基本方針を示すものであり、平成32年（2020年）を目標年次とする玉村町総合計画との整合を図り、都市計画マスタープランの**目標年次は、おおむね20年後の平成42年（2030年）**とします。なお、計画の推進にあたっては、社会情勢や周辺都市の動向、上位計画との整合等に十分配慮し、必要に応じて見直しを行い、都市計画の円滑な推進を図るものとします。

目標人口は、玉村町総合計画の人口推計では、平成32年には35,622人となることが見込まれますが、現在の人口である約38,000人を維持することを目標としています。このため、都市計画マスタープランの目標人口についても、良好な住宅供給の促進や生活環境の改善を進めるとともに、広域交通網を活かした産業振興政策などを継続的に進めて人口の維持と定着を図ることで、**平成42年の目標人口も同様に38,000人と設定**します。

また、本町においても急速な少子高齢化の進行が予想されるため、今後のまちづくりにおいては、高齢者に配慮した人にやさしいまちづくりへの計画策定が求められています。

7. 上位計画および関連計画

(1) 首都圏整備計画

首都圏整備計画（H18.9）では、東京都市圏の「関東北部地域」に含まれ、都市的な活力と田園的な魅力を兼ね備えた、自立性の高い地域の整備を推進するとともに、北関東自動車道に沿った都市群相互の連携や前橋市・高崎市といった広域連携拠点となる都市との連携をより一層深めることにより、軸状に拠点が連携する地域を形成し、国内の他地域との連携・交流の要としての役割を果たしていくべき地域として位置づけられています。



図 首都圏整備計画（概要図）

(2) 群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」

※計画期間：平成23年～平成27年（2011年～2015年）

本県の現状と県民ニーズ、時代の潮流を踏まえた10年の展望に基づき、計画期間（5年間）に実施する県施策の目標・方向を示すものであり、県政運営の基本指針となるものです。また、地方分権の進展により、県、市町村の役割が変わりつつあることから、市町村・県民と協力・連携しながら県政運営を行っていくための指針となるものです。

表 中部地域の目標・主な取組（はばたけ群馬プラン）

※中部地域（前橋市・伊勢崎市・渋川市・榛東村・吉岡町・玉村町）

中部地域の目標	主な取組
1 地域資源を活用した観光振興	<ul style="list-style-type: none"> 赤城山と周辺地域の観光資源を結び周遊型のルート開発等による魅力アップと総合的な情報サイトの整備等による発信力の強化 日光例幣使道等の歴史・街並み、萩原朔太郎等の文人・文化、地域で見過ごされがちな風習・風景、地域を支えてきた産業遺産・工場等の地域資源の掘り起こし 豊かな水や緑に触れる自然体験、農作物の収穫や植林、育樹等の農林業体験、地域ではくまれてきた「食」等を取り入れた地域に密着したニューツーリズムの推進 等
2 安全・安心で住みやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 保育サービス・相談支援機能の充実など子育てしやすい環境の整備 自然や緑の保全と公共交通機関の利用促進など生活しやすい環境の整備等の推進 住民や保護者、ボランティア等による防犯活動への支援と自主防災組織の充実、消防本部（局）・市町村等との連携による消防団の充実 生産者、事業者と消費者との意見交流等による農畜産物への県民理解の促進と生産から流通の各段階における安全性の確保 等
3 地域ブランド力の創造と発信	<ul style="list-style-type: none"> 農林畜産物等の地場産品の掘り起こしと異業種や技術の交流等による特産品の開発と支援 農工商連携等を推進するプロジェクトの立ち上げや観光分野との連携による豚肉、野菜、バラ等の農林畜産物の高付加価値化と販路拡大 等
4 活力ある産業と基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤の強化とともに農業関係機関・団体等の連携による畜産や野菜などの地域農業を担う多様な担い手の確保と育成 関越自動車道や北関東自動車道など高い利便性や地域の優位性を活かした工業団地の造成等用地確保と企業誘致の推進 東毛広域幹線道路、上武道路、上信自動車道、高崎渋川線バイパス等の幹線道路やアクセス道の整備 等

(3) はばたけ群馬・県土整備プラン

※計画期間：平成20年～平成29年（2008年～2017年）

人口減少、社会資本整備費の減少、ニーズの多様化など社会情勢の変化するなかで、今後、群馬が未来に向けて大きくはばたいていくために、これからの10年間「ぐんまの社会資本整備はどのようなやり方で、何を整備していけばよいか」という県の指針です。

玉村町は、伊勢崎・玉村地域として、次表のような整備方針が示されています。

表 はばたけ群馬・県土整備プラン及び地域プラン（伊勢崎・玉村地域）

事業の将来像・方針	事業の内容
1 はばたけ群馬・県土整備プラン ○社会資本整備の視点からみた群馬の将来像 ○将来像を達成するために必要な「これからの社会資本整備の戦略」	自然と共生し、未来に向けて、持続的にはばたける地域 戦略1 社会資本の機能性を追求し向上を図ります 戦略2 地域の魅力向上を図ります 戦略3 群馬の価値（暮らしやすさ＋魅力）/コストを向上させるために、必要なコストはかけて、「暮らしやすさ＋魅力」をあげていきます
2. はばたけ群馬・県土整備地域プラン ○伊勢崎・玉村地域空間整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 立地の良さを生かし、産業ポテンシャルの高い地域に 多様な人々が、安心して安全に住み続けられる地域に 誰もが市内・町内、近隣市街地との移動をしやすい地域に 伊勢崎駅周辺地区や既成市街地などをはじめとして地域の核となる場所が、多くの人で賑わい、活気と秩序のある地域に 利根川、広瀬川、日光例幣使道をはじめとする地域の自然や歴史など豊かさをいつまでも身近に感じ、ふれあえる地域に スリムな行政下でも、効率的により良いまちづくりを持続できる地域に

(4) 玉村都市計画区域マスタープラン

(玉村都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 群馬県決定)

玉村都市計画区域マスタープラン（H21.8）では、広域的な観点や社会経済情勢の変化・動向などを踏まえ、都市計画区域の発展の動向、人口・産業などの現状や将来の見通しを勘案し、都市の将来像、区域区分の決定の有無、土地利用、都市施設（道路、公園、下水道など）の整備の方針が定められています。

表 都市計画の目標および方針（玉村都市計画区域マスタープラン：H21.8）

①都市計画区域の範囲	・玉村町全域 2,586ha
②目標年次	・都市づくりの基本理念・将来の都市構造 平成 37 年を想定 ・都市施設等の決定の方針 平成 27 年を目標
③本区域における都市づくりの基本理念 ・都市づくりの目標 ・地域ごとの市街地像 〔市街地ゾーン〕 〔拠点の形成〕 〔都市軸〕	<ul style="list-style-type: none"> ・田園環境と調和したまちづくり ・定住環境の整ったまちづくり ・役場周辺等の既存施設周辺に拠点形成を図り、既成市街地周辺市街地を集約的に配置する秩序あるコンパクトな市街地形成を推進 ・既存の工業地の拡張や新たな工業地の整備については、産業振興政策と連携して推進 ・地域拠点：役場周辺 ・生活拠点：上福島地区周辺の既成市街地 ・産業拠点：東部工業団地、関越自動車道スマート IC 予定地周辺 ・広域根幹軸：関越自動車道 ・広域連携軸：国道 354 号(東毛広域幹線道路) ・地域連携軸：国道 354 号、主要地方道藤岡大胡線、主要地方道前橋玉村線等
④目標人口（H27）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 おおむね 38.8 千人（H17 人口 38.2 千人） ・市街化区域 おおむね 10.3 千人（H17 人口 9.6 千人）
⑤市街化区域面積（H27）	・おおむね 325ha（H17 312ha）
⑥都市施設の整備目標 ・道路 ・下水道 ・公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> （おおむね 10 年以内に着手を予定する事業） ・3・3・1 号 中央幹線（東毛広域幹線道路） ・利根川上流流域下水道（県央処理区）関連公共下水道 ・総合運動公園 ・利根川河川緑地

(5) 前橋・高崎地方拠点都市地域基本計画（群馬県中央拠点都市地域整備推進協議会）
（前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市、玉村町）

前橋・高崎地方拠点都市地域基本計画（H22.3）では、地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるような地域を育成するとともに、産業業務機能の地方への分散等を進め、産業業務機能の全国的な適正配置を促進することを目的として、北関東を代表する中枢的都市圏が形成されるよう位置づけられています。この中で、本町は、「産業業務機能等の集積・再配置を促進するゾーン」として、各市町の個性と特性を生かし、機能分担と連携を図りつつ、一体的な地域整備を進めることが方向づけられています。

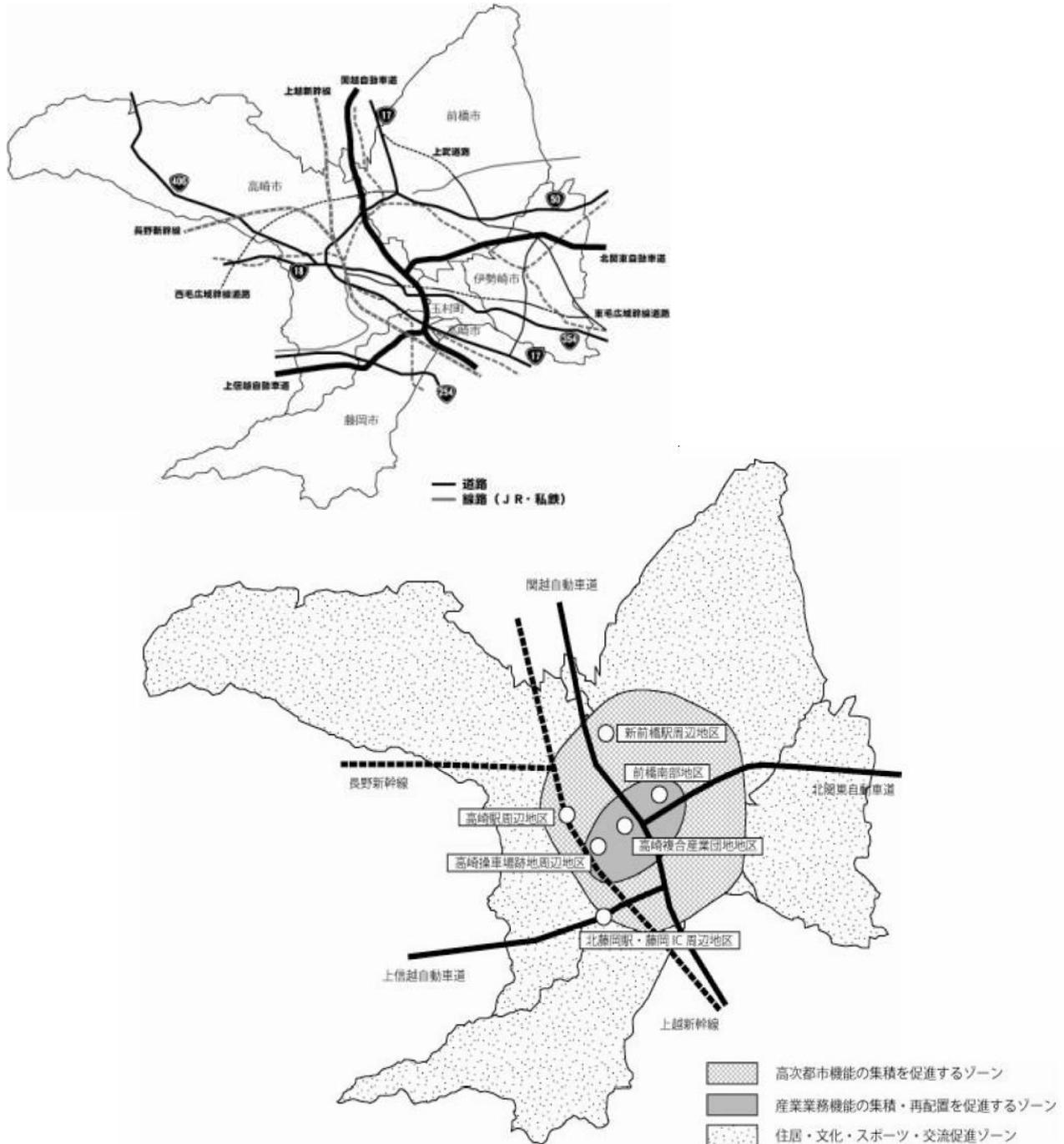


図 地方拠点都市の区域およびゾーン区分

(6) 第5次玉村町総合計画

第5次玉村町総合計画では、人口増加の停滞や少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化の中で、先代から引き継いだ良好な自然環境を守りつつ、広域交通体系の充実による広域交流の活性化や産業都市としての潜在力を活かしたまちづくりを目指しています。また、住民・地域・企業が多様な協働の活動を広げて大きな地域力を生み出し、より安全で安心して、快適に暮らすことができるまちづくりを進め、安心・協働・自律・活力を基調とする将来像や施策の方向を明らかにしています。

【将来都市像】

県央の ^{つむ}未来を紡ぐ 玉村町

【将来人口（H32）】

目標人口 38,000 人

【基本目標（施策の大綱）】

- 1 健康・福祉分野の目標：子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち
- 2 教育・文化分野の目標：心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にするまち
- 3 自然・環境・安全分野の目標：豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち
- 4 産業経済分野の目標：地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち
- 5 都市基盤分野の目標：コンパクトで利便性と快適性が高いまち
- 6 協働・行財政分野の目標：地域力を発揮する、住民主役のまち

(7) 玉村町環境基本計画

玉村町環境基本計画（H23.3）では、地球温暖化問題への解決に向けた具体的な数値目標を定めた京都議定書の発効やごみの有料化問題など、社会的な環境への取り組みが変化する中で、持続発展可能な循環型社会の構築を目指しています。この実現のため、町民・事業者・行政が、それぞれの責務に応じた役割分担のもとに、町の豊かな自然環境・歴史・文化など地域の資源を活かしながら、環境保全活動を自主的かつ積極的に行い、環境の恵みを次の世代へ引き継いでいくため、地域の環境保全に関する基本的な計画を定めています。

表 玉村町環境基本計画における環境像・基本方針

目指すべき環境像	『酸素自給率の高いまち』～みんなが深呼吸のできる町～
玉村町が目指す環境を実現するための5つのテーマ	① 地球環境の保全（地球温暖化防止）～減らそうCO2!～ ② 生物多様性の確保 ～増やそう緑!～ ③ 循環型社会の構築 ～進めよう3R、目指そう5R!～ ④ 環境保全の取り組み促進 ～無くそう公害!～ ⑤ 環境教育の促進 ～学ぼう環境!～

(8) 都市再生整備計画

本町の板井地区、玉村小・南小周辺地区では、地域住民の生活の質の向上と地域・経済・社会の活性化を図ることを目的として、都市再生整備計画に基づくまちづくりの実施が図られています。

表 板井地区の目標および整備方針

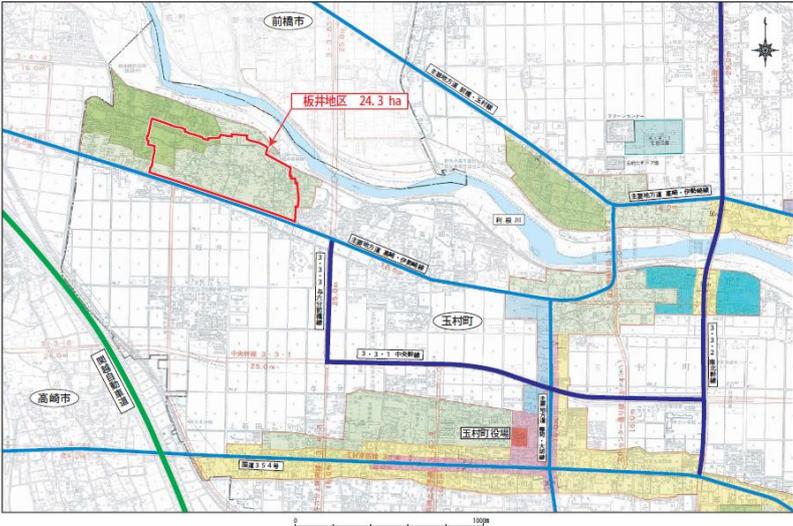
<p>目標および整備方針</p>	<p>「暮らしに安全／地域にふれあい」 多世代が語り合うまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目標①：「人と車」の東西動線軸を確立し、安心して安全な生活（暮らし）環境をつくる。 ○目標②：緑や花のある公園と散策路を整備し、まちかど交流（ふれあい）が盛んなまちをつくる。 ○目標③：多世代が協働するまちづくりを促進し、「住みつづけたい」「住んでみたい」を思わせる「まちの魅力」を高める。
<p>都市再生整備計画区域</p>	

表 玉村小・南小周辺地区の目標および整備方針

<p>目標および整備方針</p>	<p>「防犯・防災体制強化による、安心と安全の地域づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目標①：安心ネットワーク形成による、自主防犯システムが構築されたまちをつくる。 ○目標②：防災拠点を中心とした、地域コミュニティの強固なまちをつくる。
<p>都市再生整備計画区域</p>	